

就学援助を申請したいときは

◆就学援助制度について

趣旨

就学援助制度とは、経済的な理由により 就学の困難な児童・生徒に対して、学用品費・通学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費・医療費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とする。

◆初めて申請するときは

- 申請希望の場合は、担任にその旨をお伝えください。
『就学援助申請書（兼世帯票・委任状）』をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校に提出してください。
- 年度はじめの認定にあたっては、前々年の所得に基づいて認定の処理をし、7月に前年の所得によって本認定されます。

◆次の学年でも引き続き希望する場合は

- 申請は毎年新たになりますので、継続して希望する場合も『就学援助申請書（兼世帯票・委任状）』を提出していただきます。
- 4月から6月までは前年度認定を継続し、7月に前年の税が確定した後に本認定されます。

◆支払い方法は

- 1 学校長委任払い・・・教育委員会より学校長の口座に振り込まれ学校を通じて支給されます。
- 2 口座振込・・・・・・・・保護者の口座に直接振り込まれます。
新規の場合、銀行口座の登録が必要です。

(注意事項)

- ・支払い方法が1でも2でも、給食費は直接給食センターに、また、修学旅行費・校外活動費は、学校長に支払われます。
- ・学用品費・新入学用品費・通学用品費は、学期末の翌月にまとめて支払われます。
- ・口座振り込みを希望しても支払いが滞った場合は、学校長委任払いに変更される場合があります。
- ・所得の申告を必ずしてください。申告ができていないと認定されません。

